

令和 8 年度執行 沖縄県知事選挙及び沖縄県議会議員補欠選挙の
期日前投票所事務従事者人材派遣業務
仕様書

1. 業務名

令和 8 年度執行 沖縄県知事選挙及び沖縄県議会議員補欠選挙の期日前投票所事務従事者
人材派遣業務

2. 業務内容

(1) 期日前投票所運営業務

- ①業務実施場所の開場準備（椅子整頓、パソコンの電源立上げ等）。
- ②期日前投票宣誓書の記載指導、選挙人の案内・誘導、代理投票への立会いを行う。
- ③選挙人に対し投票入場券と選挙人名簿の突合を行い投票入場券へ必要な処置を行う。
- ④選挙人に対し投票用紙を交付、投票用紙の記載に関する説明を行う。
- ⑤投票時間終了後、会場を片付け(椅子整頓、パソコン機器等のシャットダウン、軽清掃等)。
- ⑥苦情の対応。
- ⑦業務開始前のミーティング。
- ⑧その他、期日前投票所の運営に必要な事務。

3. 業務実施期間、場所及び勤務時間

期間：令和 8 年 8 月 28 日から令和 8 年 9 月 12 日まで（16 日間）

場所：南城市役所 1 階 大会議室（沖縄県南城市佐敷字新里 1870 番地）

勤務時間：8:10～20:10（休憩 1 時間含む）

4. 選定基準

- ①業務内容を的確かつ円滑に実施できる者とする事。
- ②パソコンの基本的操作ができる者とする事。
- ③南城市職員より選定される投票管理者、職務代理者、期日前投票所庶務担当等との連携を図ることができる者とする事。

5. 業務実施体制

業務の実施にあたっては、実施期間中、次の人数を確保すること。

1～8 日目 5 名

9～16 日目 7 名

※原則として、業務に従事する派遣労働者は、派遣期間を通じて同一のものとする。また、派遣労働者の数が期間中に不足した場合等には、代替の派遣労働者を配置して、業務の引継を派遣元が行うものとする。

※派遣労働者の調整する者（休憩等）を1名おくこと。

6. 業務に従事する派遣労働者の名簿提出・名札の着用

- (1) 派遣元は、南城市に対し、業務開始日までに、業務に従事する派遣労働者の全日分の名簿を提出しなければならない。
- (2) 業務従事中、業務に従事する派遣労働者は、名札を着用すること。

※南城市にて準備（氏名の記載はありません）

7. 業務に従事する派遣労働者に対する研修

派遣元は、業務開始日までに、業務に従事する派遣労働者に対し、次の各号に留意した研修を実施するものとする。

- (1) 関係法令等、受託業務の実施に必要な知識を習得させること。
- (2) 業務の重要性を理解させること。
- (3) 接遇マナーを習得させること。
- (4) 守秘義務及び個人情報の保護について理解させること。

8. 個人情報の取扱い及び秘密の保持

- (1) 本件業務の遂行における個人情報取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、南城市個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (2) 派遣元及び業務に従事した派遣労働者は、本業務で使用又は収集した個人情報及び内部情報を、持ち出し、目的以外に使用し、若しくは第三者に開示又は提供してはならない。本業務終了後においても同様とする。

9. 業務上の注意

- (1) 業務に従事する者は、選挙業務の重要性を十分理解し選挙人が気持ちよく投票できるよう、礼儀正しく品行を慎み、選挙人に対しては親切丁寧を旨とし、決して粗暴な言動があってはならない。
- (2) 選挙時に従事している間は、選挙人に不快感を与えることのないよう、言葉遣い、服装、態度に気を配り、私語をしたり、携帯電話やスマートフォン等を使用しないこと。
- (3) 業務開始時刻に遅れることなく就業場所に到着し、業務内容の確認を行い、業務開始の際に支障がないようにすること。
- (4) 休憩時間は、会場運営に支障をきたさないよう、派遣労働者間での交代制とする。

10. 契約及び支払方法

(1) 契約方法

単価契約とする（労働時間1時間当たりの単価契約）

※期日前投票期間の1日の労働時間中に従事する派遣職員は同一の者とする。

※1日8時間を超える労働時間の単価は、8時間以内の労働時間の単価に100分の125を乗じたものとする。

(2) 支払方法

- ① 実施期間中の各月が終了した後、派遣元が提出した適正な請求書を受理した日から30日以内に派遣料を支払う。
- ② 派遣料は、1円未満の端数を切り捨てるものとする。
- ③ 派遣料は、時間単価に勤務時間数を乗じた金額に、消費税及び地方消費税額を加算した額とする。

11. その他

- (1) 契約期間の初日から業務を支障なく開始できるよう、環境及び体制を構築すること。
- (2) 派遣元は、本業務も行うにあたり労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 期日前投票所の運営に当たっては、別途、南城市より提供するマニュアルを遵守し、十分に理解した上で、業務にあたること。
- (4) 会場の開設日および開設時間等について変更がある場合には、南城市は派遣元に対し、対象日の14日前までに通知する。
- (5) その他、業務内容等に変更が生じた際には、南城市と派遣元で協議の上、変更する。